

令和6年度小城市上水道水質検査項目及び頻度

(松本浄水場水系)

別表-1

水質基準項目	基準値 (mg / l)	水道法に 基づく 検査 (回数 /年)	過去の検 査結果に より頻度 を減 少で きる 項 目	検査計画	
				給水栓 検査実 施回 数 (回 /年)	設 定 理 由
1 一般細菌	100個以下	12		12	1ヶ月に1回の検査と されている項目。
2 大腸菌	検出されないこと	12		12	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1 ※1	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査 とされている項目。
6 鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	安全性を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
8 六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1 ※1	
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査 とされている項目。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	安全性を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査 とされている項目。
14 四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1 ※1	
15 1, 4-ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
16 シス-1, 1-ジクロロエチレン及びト ランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	
17 ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
18 テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査 とされている項目。
20 ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
21 塩素酸	0.6以下	4		4	安全性を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
22 クロロ酢酸	0.02以下	4		4	
23 クロロホルム	0.06以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査 とされている項目。
24 ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
25 ジブromokロロメタン	0.1以下	4		4	安全性を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
26 臭素酸	0.01以下	4	減少可	4	
27 総トリハロメタン	0.1以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査 とされている項目。
28 トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
29 プロモジクロロエタン	0.03以下	4		4	安全性を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
30 プロモホルム	0.09以下	4		4	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査 とされている項目。
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	4	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	4	性状を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
34 鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	4	
35 銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1 ※1	性状を確認するた めに行う。(省略可 能項目)
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1 ※1	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1 ※1	1ヶ月に1回の検査と されている項目。
38 塩化物イオン	200以下	12		12	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	概ね3ヶ月に1回の検査 とされている項目
40 蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1 ※1	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
42 ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時1回/月	原因藻類の発生が予 想されるため。
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時2回/月	
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1 ※1	試験方法の変更により、 概ね3ヶ月に1回。
45 フェノール類	0.005以下	4	減少可	1 ※1	
46 有機物(TOC)	3以下	12		12	1ヶ月に1回の検査と されている項目。
47 pH値	5.8~8.6	12		12	
48 味	異常でないこと	12		12	
49 臭気	異常でないこと	12		12	
50 色度	5度以下	12		12	
51 濁度	2度以下	12		12	

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略できる。

令和6年度小城市上水道水質検査項目及び頻度

(寒気・内浦浄水場水系)

(清水・焼山・江里山・川内浄水場水系)

別表-1

水質基準項目	基準値 (mg / l)	水道法に基づく検査回数(回/年)	過去の検査結果より検査頻度を減少できる項目	検査計画	
				給水栓検査実施回数(回/年)	設定理由
1 一般細菌	100個以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
2 大腸菌	検出されないこと	12		12	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1 ※1	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
6 鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
8 六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1 ※1	
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
14 四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1 ※1	
15 1, 4-ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
16 シス-1, 1-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	
17 ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
18 テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
20 ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
21 塩素酸	0.6以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
22 クロロ酢酸	0.02以下	4		4	
23 クロロホルム	0.06以下	4		4	
24 ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
25 ジブromokロロメタン	0.1以下	4		4	
26 臭素酸	0.01以下	4	減少可	4	
27 総トリハロメタン	0.1以下	4		4	
28 トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
29 ブロモジクロロエタン	0.03以下	4		4	
30 ブロモホルム	0.09以下	4		4	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	性状を確認するために行う。(省略可能項目)
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	1	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	1	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
35 銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1 ※1	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1 ※1	原因藻類の発生が予想されるため。
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1 ※1	
38 塩化物イオン	200以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
40 蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1 ※1	
42 ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時1回/月	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
43 2-メチルイソボルネオール※2	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時2回/月	
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1 ※1	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
45 フェノール類	0.005以下	4	減少可	1 ※1	
46 有機物(TOC)	3以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
47 pH値	5.8~8.6	12		12	
48 味	異常でないこと	12		12	
49 臭気	異常でないこと	12		12	
50 色度	5度以下	12		12	
51 濁度	2度以下	12		12	

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略できる。

令和6年度小城市上水道水質検査項目及び頻度 (原水)

【松本浄水場（深井戸・浅井戸）、内浦浄水場、清水浄水場、焼山浄水場】

別表－2

水質基準項目	基準値 (mg / l)	指針※1 に基づく 検査回数 (回 / 年)	過去の検査 結果に より 頻度を 減 少 できる 項目	検査計画	
				水源水 検査実施 回数 (回 / 年)	設定理由
【指標菌検査】					
1 大腸菌		4		4	安全性を確認するため
2 嫌気性芽胞菌		4		4	

※1 指針とは、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」

令和6年度小城市上水道水質検査項目及び頻度 (原水)

【松本浄水場（荒谷ダム・石体川）、寒気浄水場、江里山浄水場、川内浄水場】

別表－2

水質基準項目	基準値 (mg / l)	指針※1 に基づく 検査回数 (回 / 年)	過去の検査 結果に より 頻度を 減 少 できる 項目	検査計画	
				水源水 検査実施 回数 (回 / 年)	設定理由
1 クリプトスポリジウム	検出されないこと	1		1	安全性を確認するため
2 ジアルジア	検出されないこと	1		1	
【指標菌検査】					
1 大腸菌		4		4	安全性を確認するため
2 嫌気性芽胞菌		4		4	

※1 指針とは、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」

令和6年度小城市上水道水質検査項目及び頻度

(原水)

別表-3

水質基準項目	基準値 (mg / l)	水道法に基づく検査回数 (回 / 年)	過去の検査結果を減らす項目 の頻度	検査計画	
				水源水検査回数 (回 / 年)	設定理由
1 一般細菌	100個以下	1		1	
2 大腸菌	検出されないこと	1		1	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	1		1	安全性を確認するため
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	1		1	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	1		1	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	1		1	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	1		1	
8 六価クロム及びその化合物	0.05以下	1		1	
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	1		1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1		1	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1		1	
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	1		1	安全性を確認するため
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	1		1	
14 四塩化炭素	0.002以下	1		1	
15 1, 4-ジオキサン	0.05以下	1		1	
16 シス-1, 1-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	1		1	
17 ジクロロメタン	0.02以下	1		1	
18 テトラクロロレチレン	0.01以下	1		1	
19 トリクロロエチレン	0.03以下	1		1	
20 ベンゼン	0.01以下	1		1	
21 亜鉛及びその化合物	1.0以下	1		1	性状を確認するため
22 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1		1	性状を確認するため
23 鉄及びその化合物	0.3以下	1		1	
24 銅及びその化合物	1.0以下	1		1	
25 ナトリウム及びその化合物	200以下	1		1	
26 マンガン及びその化合物	0.05以下	1		1	
27 塩化物イオン	200以下	1		1	
28 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	1		1	原因藻類の発生が予想されるため
29 蒸発残留物	500以下	1		1	
30 陰イオン界面活性剤	0.2以下	1		1	
31 ジェオスミン	0.00001以下	1		1	
32 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1		1	
33 非イオン界面活性剤	0.02以下	1		1	
34 フェノール類	0.005以下	1		1	
35 有機物 (TOC)	3以下	1		1	
36 pH値	5.8~8.6	1		1	
37 臭気	異常でないこと	1		1	
38 色度	5度以下	1		1	
39 濁度	2度以下	1		1	

令和6年度小城市上水道水質検査項目及び頻度

別表-4

水質基準項目	基準値 (mg / l)	水道法に基づく検査回数 (回 / 年)	過去の検査結果により頻度を減少できる項目	検査計画			
				給水栓検査実施回数 (回 / 年)		水源水検査実施回数 (回 / 年)	
				松本浄水場水系	寒気・内浦・清水・江里山・焼山・川内浄水場水系		
1 一般細菌	100個以下	12		12	12	1	
2 大腸菌	検出されないこと	12		12	12	1	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1	1	1	
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1	1	1	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1	1	1	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	4	1	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	4	1	
8 六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1	1	1	
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	4	1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	4	1	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	4	1	
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	4	1	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	1	1	
14 四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1	1	1	
15 1, 4-ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1	1	1	
16 シス-1, 1-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	4	1	
17 ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1	1	1	
18 テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1	1	1	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1	1	1	
20 ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1	1	—	
21 塩素酸	0.6以下	4		4	4	—	
22 クロロ酢酸	0.02以下	4		4	4	—	
23 クロロホルム	0.06以下	4		4	4	—	
24 ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	4	—	
25 ジブromokクロロメタン	0.1以下	4		4	4	—	
26 臭素酸	0.01以下	4	減少可	1	4	—	
27 総トリハロメタン	0.1以下	4		4	4	—	
28 トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	4	—	
29 ブロモジクロロエタン	0.03以下	4		4	4	—	
30 ブロモホルム	0.09以下	4		4	4	—	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	4	—	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	4	1	1	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	4	1	1	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	4	1	1	
35 銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	1	1	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1	1	1	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1	1	1	
38 塩化物イオン	200以下	12		12	12	1	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	4	1	
40 蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	4	1	
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1	1	1	
42 ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時1回/月		1	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	発生時1回/月	減少可	発生時2回/月		1	
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1	1	1	
45 フェノール類	0.005以下	4	減少可	1	1	1	
46 有機物 (TOC)	3以下	12		12	12	1	
47 pH値	5.8~8.6	12		12	12	1	
48 味	異常でないこと	12		12	12	—	
49 臭気	異常でないこと	12		12	12	1	
50 色度	5度以下	12		12	12	1	
51 濁度	2度以下	12		12	12	1	